

住宅宿泊事業法への対応について

住宅宿泊事業の宿泊実績【平成30年10-11月分】

(住宅宿泊事業法において、住宅宿泊事業者は、届出住宅の宿泊日数等を2ヶ月毎に都道府県知事等に報告することとされている。)

1 報告の対象期間

- 平成30年10月1日～11月30日

2 届出住宅の数 (札幌市所管分を含む。)

(11月30日時点受理件数) 札幌市1, 289件
 ・報告対象 1, 622件 北海道 333件 (道央149件・道南43件・道北116・道東25件)

(前回報告対象(9月30日時点受理件数)から、326件(うち札幌市分237件・道分89件)増加。)

- 報告済み 1, 506件 (札幌市1, 182件 北海道 324件)

3 取りまとめ結果(札幌市所管分を含む。)

①営業(宿泊)日数(10～11月(61日間)に届出住宅に実際に人を宿泊させた日数の合計)

	総数	一住宅当たり平均日数
(1)札幌市	18,606日 (22,863日)	15.7日 (22.9日)
(2)道央(空知・石狩・後志・胆振・日高) ※札幌市を除く。	1,137日 (1,516日)	7.8日 (13.4日)
(3)道南(渡島・檜山)	727日 (814日)	17.7日 (26.3日)
(4)道北(上川・留萌・宗谷)	412日 (899日)	3.6日 (12.5日)
(5)道東(オホーツク・十勝・釧路・根室)	162日 (353日)	6.8日 (17.7日)
全道計	21,044日 (26,445日)	14.0日 (21.4日)

※(括弧)内は前回(H30年8～9月分(61日間))の数字

②宿泊者数（10～11月（61日間）に届出住宅に実際に宿泊した宿泊者の合計）

	実数	延べ数
(1)札幌市	20,956人	57,880人
	(27,922人)	(82,715人)
(2)道 央（空知・石狩・後志・胆振・日高） ※札幌市を除く。	2,250人	3,866人
	(3,211人)	(5,250人)
(3)道 南（渡島・檜山）	1,393人	2,476人
	(1,807人)	(2,822人)
(4)道 北（上川・留萌・宗谷）	722人	1,435人
	(1,568人)	(2,925人)
(5)道 東（オホーツク・十勝・釧路・根室）	275人	409人
	(894人)	(1,187人)
全 道 計	25,596人	66,066人
	(35,402人)	(94,899人)

※（括弧）内は前回（H30年8～9月分（61日間））の数字

③国籍（出身地）別の宿泊者数（実数）（10～11月（61日間））

	実 数		参考：H30年8～9月分	
	人数	割合	人数	割合
(1)日 本 （日本国内に住所を有する者）	5,076人	19.8%	8,005人	22.6%
(2)中 国	4,768人	18.6%	6,254人	17.7%
(3)韓 国	4,112人	16.1%	6,148人	17.4%
(4)マレーシア	1,842人	7.2%	3,530人	10.0%
(5)シンガポール	1,757人	6.9%	2,263人	6.4%
(6)そ の 他	8,041人	31.4%	9,202人	25.9%
全 道 計	25,596人	100.0%	35,402人	100.0%